

新型コロナウイルス対応

事業継続のための対策計画 (BCP) **Ver.4**



2020年6月3日

東海理研株式会社
佐藤恵里子

1. 具体的対策

実施日 5月7日から3ヶ月(予定)

対象者

- ◆ **派遣社員・パート社員を含む全従業員及びその利害関係者(同居の家族)**
但し、給与・休暇の補償を伴う事項は社員
(正社員・定年再雇用社員・パート社員)のみとする。

☆ **政府より全国に緊急事態宣言が解除されたことにより、適宜ルール変更を実施します。但しリスクが無くなった訳ではありません。引き続き気を引き締めて対処願います。**

- ◎ **事務系作業及び開発設計**は、同様の業務なら分割し、可能な限り分室制(現事務所と食堂利用)を維持、パーティション等で仕切ることで濃厚接触を回避する。
- ◎ **製造・組立・品証部の現業部門**は2直交替制を維持する。
但し、ソーシャルディスタンスを保つての重複は可とする。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

日常生活 編

- ① **休日も含め**毎朝検温し、部署ごとに管理者が掌握
37.0℃以上は出社停止→朝平熱から3日間自宅待機
38℃以上発熱の場合は →朝平熱から5日間自宅待機(有休取得)
- ② **部署毎に昼休みに簡易検温実施し、①と同様に対処すること。**
- ③ 勤務中の発熱も上司に報告の上速やかに退社の上、その後は①と同様。
- ④ 朝掃除の雑巾がけの際には、手を触れる場所の消毒を実施する。
- ⑤ 帰社後・食事前・帰宅事等、手洗いうがいを励行すること。
- ⑥ マスク配布 50枚入り無償配布
- ⑦ 会社内では原則としてマスク着用のこと。
- ⑧ 感染者が出た場合の感染経路を明確にするため、
 打合せ等はGoogleカレンダーに記録を残すこと(期日・時間・場所・メンバー)
- ⑨ 社内会議は集合せず、Meet会議を推奨する。但し第一・第二会議室利用可
- ⑩ **月例会等の全体会議も原則としてMeetで実施し、3密を回避する。**

2. 現在施行されていること及び追加ルール

日常生活 編

- ① 昼食は対面せず、1 m以上の間隔を開ければ自席でなくとも可とする。
- ② 体操は、全員唱和に戻す。熱中症防止のためマスクなしも可とする。

6月24日から

雨天時は体操を中止し、朝礼シェアはMeetで実施する。

- ③ 部門ミーティングはMeet又は1m間隔を維持して実施すること。
- ④ 1直2直間及び1階2階間並びに開発の2分室間は、濃厚接触者と判断されないように、マスク・1m間隔・30分以内を心がけること。
- ⑤ 1人1枚雑巾を持参し、お昼休み等マイエリアの消毒清掃を心がけること
- ⑥ 新入社員研修
 - 生産基礎研修は一時中断し、延期する。
 - 管理職による特別研修はMeetにて再開する。6月10日～
- ⑦ 本人並びに同居者が37.5℃以上の発熱が4日以上続く、又は強いだるさや息苦しさ、咳、肺炎の症状が続く場合は直ちに保健所の指示を仰ぐこと。その結果を部門長並びに社長報告すること。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

エアコン 編

梅雨入りに入り、一気に不快指数の高い季節となりました。
爽やかな季節のうち、窓を開けて密室を作らないことが可能でした。
が、この暑い時期になり、マスク装着による熱中症の可能性も叫ばれる中
エアコン使用は必須となります。そこで新ルールを施行します。

- ① エアコン起動は従来 of 環境に基づく規定通り、室温が30℃を超えたら、設定温度28℃を設定しての使用を可とします。
- ② 10時・12時・15時・17時05分 休憩のチャイムを合図に、全エリア10分間の空気入替タイムとします。
- ③ 来客を迎えての会議の場合は、できる限り時間を短縮して実施し、1時間に1回は窓を全開して空気の入替えをし、終了次第机椅子取っ手の消毒と共に同様の処理をする。
- ④ 上記の条件の元、扇風機等の使用を許可する。
- ⑤ 万が一、感染者が社内に発生した場合、このルールは、より厳格な内容に切り替えます。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

出張・社外訪問 編

- ① **出張・設置作業・研修・講演会は部門長の許可を得ること。**
その際は検温・マスク着用等、先方の指示に従うこと。
- ② **密集・密接・密閉環境での打合せ及び食事は極力慎むこと(接待を含む)**
- ③ **先方の方針の変更もあるので必ず当日もアポイントを取った上で訪問すること**
- ④ **同行者と共に車両を利用する際は、30分毎に換気し密閉・密接を避けること。**
プライベートであっても、同居者以外の人と同乗の場合は同様に心がけること。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

新型コロナウイルス感染者発生 編

① 社員が感染した場合

- ・部門長並びに社長に報告の上、**病状回復(陰性)から2週間の自宅待機とする**
待機中は**有休取得扱い**とする。

② 感染した従業員が勤務していたエリア(除く濃厚接触者)

- ・消毒完了日から**1日**の自宅待機もしくはテレワーク

③ 隣接エリアで勤務する従業員

- ・消毒完了日から1日の自宅待機もしくはテレワーク

④ **同居者**が感染した場合

- ・部門長並びに社長に報告の上、**指定日**から2週間自宅待機とする。
特別休暇もしくはテレワークとする。

⑤ **同居者**の勤務先等の感染の影響で、同居者が濃厚接触者と判定された場合も④と同様にすること。

⑥ 得意先、加工先、関連先にて感染が発生したことを知った場合、直ちに社長並びに上司報告の上、指示を仰ぐこと。

- ①外出の際にはマスクを着用すること。
- ②**3密(密閉・密接・密集)の揃う場所での食事・飲酒・遊興を極力控えること。**
- ③**カラオケ・映画館・パチンコ店・麻雀店・スポーツジム等は、政府の方針に準じ、自己責任において管理すること。**
- ④同居者についても毎朝検温し、37.5℃以上の発熱があった場合は同居者が朝平熱になってから2日間は自宅待機もしくはテレワークとする。

世界中が暗中模索の今こそ、

私たちは『元気印の自由人』として

無用に不安に陥ることなく

でき得る限り、予想し得る限り、万全の対策を講じることで

自分と家族と関わる全ての人を守り、幸せにするために

『何事に対しても愛と情熱を持って立ち向かいます』

